

第3次

津市男女共同参画基本計画

概要版

平成30年3月

津市

1

計画策定の趣旨

津市では、平成 19 年（2007 年）3 月に「男女共同参画都市」を宣言し、同月 30 日には「津市男女共同参画推進条例」を施行しました。その後、平成 20 年（2008 年）に「津市男女共同参画基本計画」、平成 25 年（2013 年）には「第 2 次津市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、施策の推進に取り組んできました。今回、これまで推進してきた第 2 次基本計画の具体的施策の進捗状況を検証し、そこから見えてきた課題を踏まえ、あらゆる分野において女性の活躍を支援するための新たな計画として「第 3 次津市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2

計画の位置付け

- ① 男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づき「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として策定します。
- ② 津市総合計画を上位計画とし、津市男女共同参画推進条例第 8 条に基づき「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」として策定します。
- ③ 国の「男女共同参画基本計画」および県の「三重県男女共同参画基本計画」との整合性に配慮した計画とします。
- ④ 本計画の基本目標Ⅰ、Ⅱ、ⅢおよびⅤを、「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に定める「市町村推進計画」として位置付けます。

3

計画の期間

本計画の期間は、2018 年（平成 30 年）度から 2022 年度までとします。ただし、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

男女共同参画社会とは・・・

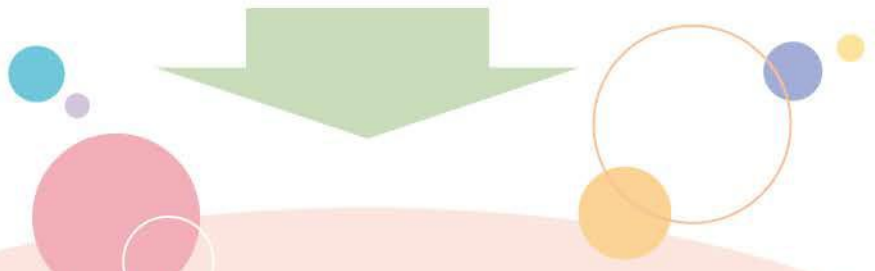
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会と定義されています。



本計画は、「男女共同参画社会の実現」を目標とします。目標の達成に向けて、津市男女共同参画推進条例に明記されている次の 4 つの基本理念に基づき、基本目標を定め、男女共同参画に関する施策を推進します。

津市男女共同参画推進条例における基本理念

- (1) 男女が、性別により差別されことなく、個人として個性と能力を十分に発揮することができる機会、また多様な生き方の選択をすることができる機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、責任を分かち合うこと。
- (3) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、本市における政策又は事業者における方針の立案及び決定の場に共同して参画できる機会が十分確保されること。



第3次 津市男女共同参画基本計画の目標 ～男女共同参画社会の実現～

本計画は、第2次計画の理念を受け継ぐとともに、5つの基本目標を設定し、それぞれに施策を推進します。

目標	基本目標	施策の方向
男女共同参画社会の実現	Ⅰ ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の促進	① ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の啓発と普及 
		② 子育て・介護支援の充実 
		③ 育児・介護休業制度などの整備と利用促進 
		④ 就労・能力開発のための支援 
	Ⅱ 政策・方針決定の場における女性の活躍推進	⑤ 市の審議会などでの男女共同参画の推進 
		⑥ 事業所・各種団体などの方針決定の場における男女共同参画の推進 
		⑦ 市職員の男女共同参画の視点に立った登用 
	Ⅲ 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進	⑧ 家庭・地域における男女共同参画の促進 
		⑨ 防災対策における男女共同参画の促進 
		⑩ 生活上の困難を抱える人への相談・支援体制の整備と充実
		⑪ 男女の生涯にわたる学習の場の提供
		⑫ 男女の生涯にわたる健康の支援
	Ⅳ 人権が尊重される環境の整備	⑬ DV防止に向けた教育、広報、啓発および被害に対する相談・支援体制の整備と充実
		⑭ あらゆるハラスメントの防止に向けた教育、広報、啓発および被害に対する相談・支援体制の整備と充実
		⑮ 幼児期からの人権尊重と男女共同参画の理解の促進
	Ⅴ 男女共同参画のさらなる啓発と推進体制の強化	⑯ 男女共同参画推進のための連携体制づくり
		⑰ 市内事業所・働く場への男女共同参画の啓発強化 
		⑱ 庁内における推進体制の強化
		⑲ 市民への啓発と協働の促進

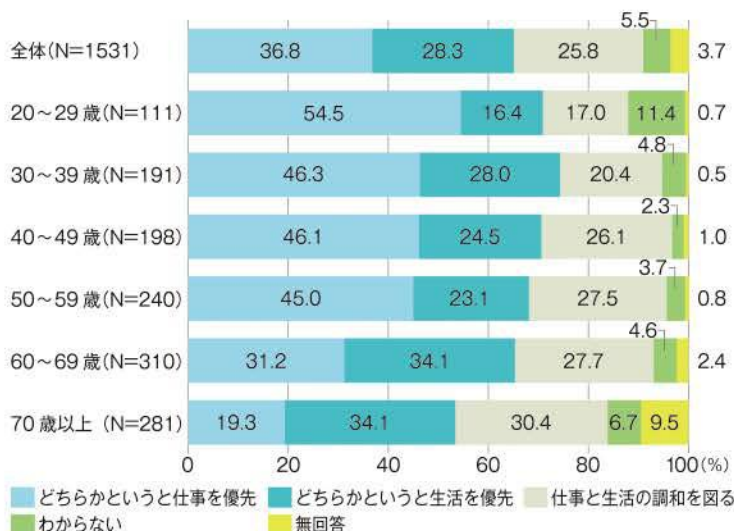
基本目標 I

ワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の調和) の促進

現状と課題

仕事と生活の調和を実現するには、勤労者世帯の過半数が共働き世帯になるなど、生活様式が多様化する中、こうした変化に対応できる保育環境の整備や介護サービスの充実などの社会的基盤整備を一層推進するとともに、ライフスタイルに応じた柔軟な働き方や男性の子育て、介護などへの参画の拡大など、事業所に対しても継続して普及・啓発に努める必要があります。

年齢別 暮らしの中での時間の使い方の現実



資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書

施策の方向

① ワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の調和) の啓発と普及

男女が共に仕事と生活を両立できるよう、市民や事業所に対して、働き方や固定的な性別役割分担意識を見直すなどの意識啓発を行います。

② 子育て・介護支援の充実

性別にかかわらず、子育て・介護と仕事が両立でき、生涯を通じてワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現できるような環境づくりに努めます。

③ 育児・介護休業制度などの整備と
利用促進

男女が共に、子育てや介護などをしながら、働き続けやすい環境を整備するため、育児・介護休業制度などの利用促進を図ります。

④ 就労・能力開発のための支援

就業を希望する人のための就業相談や情報の提供のほか、起業・創業を考えている人などに対して、勉強会やセミナーなどを開催し、能力開発への支援の充実に努めます。

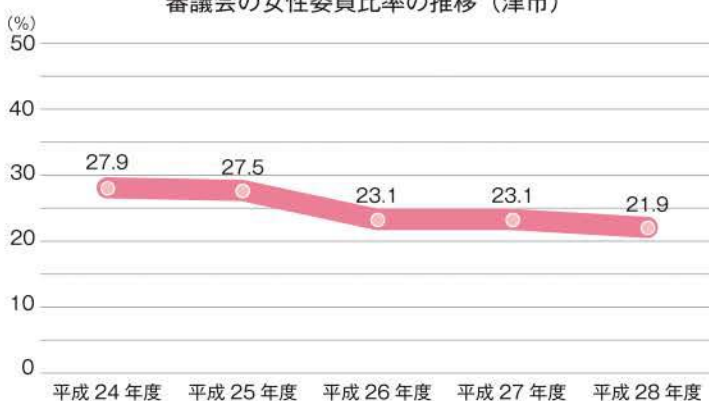
基本目標 II

政策・方針決定の場における女性の活躍推進

現状と課題

女性が政策・方針などの意思決定の場へ参画できる環境を整えるためには、女性従業員の採用枠の拡大を促進するとともに、女性従業員が経営や意思決定の場へ参画できるよう、研修会や事業所間の交流の場を設けるなど、多様な能力が発揮できる就労環境の整備が必要です。

審議会の女性委員比率の推移（津市）



資料：行政経営課

施策の方向

⑤ 市の審議会などでの男女共同参画の推進

審議会などへの積極的な女性の登用に配慮し、さまざまな意見を十分反映できる市政運営に努めます。

⑥ 事業所・各種団体などの方針決定の場における男女共同参画の推進

事業所・各種団体などの方針決定の場において、男女が共に自分の意思を反映できるよう、女性の登用に関する意識啓発や情報提供を行います。

⑦ 市職員の男女共同参画の視点に立った登用

研修会などを通じて、職員の男女共同参画意識の高揚を図るとともに、性別による固定的な役割分担意識を見直し、各々の能力や適性に応じた登用・配置に努めます。

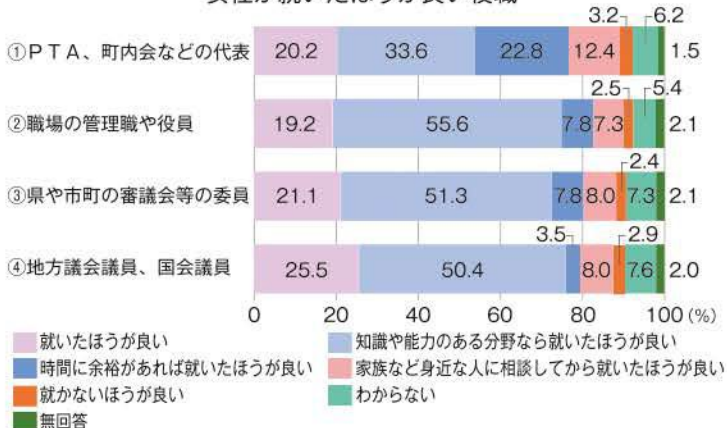
基本目標Ⅲ

身近なくらしの場における男女共同参画の推進

現状と課題

PTAや自治会活動など、活動内容により参加者の性別や年代に偏りが見られるほか、組織を代表する立場には男性が多く、性別に基づく固定的な役割分担意識がいまだ残っている傾向が見られます。男女共同参画社会では、男女が責任を分かち合い、性別にかかわらず共に地域活動やボランティア活動、防災対策などに参加する必要があります。

女性が就いたほうが良い役職



資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書

施策の方向

⑧ 家庭・地域における男女共同参画の促進

家庭・地域における男女共同参画の理解の促進に努め、講座などを通じて、地域社会におけるリーダーの育成や男性の育児参画を推進します。

⑨ 防災対策における男女共同参画の促進

防災会議への女性の参画を促進するとともに、男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮された避難所の設置・運営、物資などの備蓄に努めます。

⑩ 生活上の困難を抱える人への相談・支援体制の整備と充実

生活上の困難を抱える人に対し、適切に対応できる相談体制の整備とともに、個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活および自立への支援を行います。

⑪ 男女の生涯にわたる学習の場の提供

男女共同参画に関する講義科目を充実させるとともに、政治・経済・社会における男女共同参画社会の在り方について教育・研究を進めます。

⑫ 男女の生涯にわたる健康の支援

母子保健サービスを提供するとともに、一般健診、がん検診、骨粗しょう症の受診率の向上や相談支援の充実を図るなど、すべての世代におよぶ健康づくりを支援します。

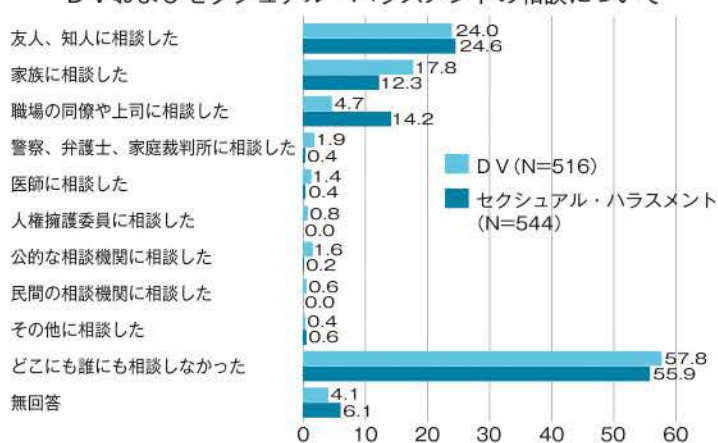
基本目標Ⅳ

人権が尊重される環境の整備

現状と課題

男女共同参画の推進は、男女がその個性と人権を尊重し合うことが不可欠です。DVやあらゆるハラスメントに対する正しい理解の周知とともに、相談しやすい環境づくりが求められています。また、性の多様性に起因する人権問題も顕在化してきており当事者の人権を尊重するだけでなく、家族や学校、職場関係者に対する支援体制の確立が課題です。

DVおよびセクシュアル・ハラスメントの相談について



資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書

施策の方向

⑬ DV 防止に向けた教育、広報、啓発および被害に対する相談・支援体制の整備と充実

各種イベントや講座などを通じて、DVの防止に向けた啓発を進めます。また、関係機関と連携し、早期発見や被害者支援に向けた体制の整備に努めます。

⑭ あらゆるハラスメントの防止に向けた教育、広報、啓発および被害に対する相談・支援体制の整備と充実

性の多様性に起因するものを含め、職場や学校におけるあらゆるハラスメントの防止のため、ポスターの掲示などによる啓発や、意識の改革を図るセミナーへの参画を促します。

⑮ 幼児期からの人権尊重と男女共同参画の理解の促進

幼児期からの男女共同参画の学習機会を設け、男女共同参画の視点に立った進路、職業選択などの指導を推進するとともに、人権出前講座や人権教育事業の充実を図ります。

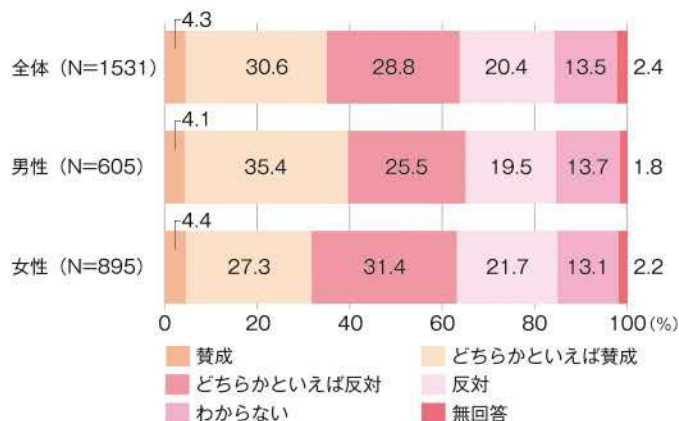
基本目標 V

男女共同参画のさらなる啓発と推進体制の強化

現状と課題

男女共同参画社会の実現のため、広報・啓発を通じた社会全体での男女共同参画への理解の促進と、地域が抱える男女共同参画に関する課題を把握するための情報収集などに引き続き取り組み、行政だけでなく市民・地域・学校・事業所・各種団体などが連携し、男女共同参画の意識づくりを積極的に進めていくことが必要です。

「男は仕事、女は家庭」という考え方



資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書

施策の方向

⑯ 男女共同参画推進のための連携体制づくり

男女共同参画に関する各種講座への参加を促進するとともに、男女共同参画を推進する団体と連携した啓発、地域における男女共同参画の促進を図ります。

⑰ 市内事業所・働く場への男女共同参画の啓発強化

市内事業所に対し、人権尊重、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）、女性管理職の登用、ハラスメントなどについての意識の啓発に努めます。

⑱ 庁内における推進体制の強化

男女共同参画に関する職員の意識の高揚と庁内の推進体制の充実を図るため、職員研修の充実に努めます。

⑲ 市民への啓発と協働の促進

男女共同参画に対する正しい理解を促進するとともに、男女共同参画に関する学習・活動への支援のため、情報提供と活動の機会づくりに努めます。

7

計画の進め方

(1) 男女共同参画を推進する体制

① 庁内推進体制の強化

庁内および関係機関との連携を強化し、効果的な施策の推進に努めます。また、引き続き「津市男女共同参画審議会」、「津市男女共同参画推進会議」を設置し、双方と情報交換を積極的に行いながら施策を推進します。

② 市民および男女共同参画推進団体との協働による推進

男女共同参画社会の実現に向けて、行政だけでなく市民・地域・学校・事業所・各種団体などが連携し、本計画に基づいた取り組みをさまざまな場面で展開するとともに、積極的にその役割を果たすものとします。

(2) 計画の進行管理

計画に基づく各施策の進捗状況を毎年度確認・検証します。また、津市男女共同参画審議会に各施策の進捗状況について評価を受け、関係課（室）へのフォローアップとともに市民に公表することにより、実効性のある施策を推進します。

津市男女共同参画都市宣言

私たち津市民は、男女がともに、豊かな自然と文化を育み、男女共同参画が推進される魅力あるまち「津」を築くため、次の基本理念に立ち、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 男女がともに、それぞれの性と人格を尊重しあい、互いを思いやるまち「津」をめざします。
- 1 男女がともに、一人ひとりの個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画できるまち「津」をめざします。
- 1 男女がともに、一人の人間として自立し、生き生きと暮らせるまち「津」をめざします。
- 1 男女がともに、平和な社会を願い、友情の輪を世界へ広げるまち「津」をめざします。

平成 19 年 3 月 29 日制定

第3次津市男女共同参画基本計画(概要版)

発行年月：平成 30 年 3 月

発行：津市市民部男女共同参画室

〒514-8611

三重県津市西丸之内 23 番 1 号

電話 059-229-3103

FAX 059-229-3366

E-mail 229-3103@city.tsu.lg.jp